

楽天カード集金代行サービス利用規約

本契約の申込者（以下「利用者」といいます。）は、利用者自身が運営するサービスにおいて、利用者が楽天カード株式会社（以下「当社」といいます。）に対し集金事務を委託すること（以下「本契約」といいます。）に関し、本規約の内容が適用されることについて承諾いたします。

第1章 集金代行業務

第1条（集金事務の委託）

利用者は、当社に対し、利用者の顧客に対する取引（利用者が当社に対して別途申告する取引をいいます。）に基づき利用者が顧客に対して有する債権に係る集金事務（当社が利用者に代って顧客の預金口座から自動振替の方法により集金を行う事務）を直接又は、当社が既に審査のうえ契約した取りまとめ店を経由のうえ委託します。

第2条（集金事務の内容）

1. 利用者は、新規の顧客について集金事務を委託するときは、顧客から当社指定の「預金口座振替依頼書」を徴求し、毎月当社所定の日までに当社に直接提出するものとします。
2. 利用者は、集金依頼について毎月当社所定の日までに当社指定の仕様による「集金依頼データ」を当社に直接又は取りまとめ店を経由のうえ提出するものとします。
3. 顧客の預金口座からの振替日は毎月 27 日とし、金融機関休業日の場合は翌営業日とします。

第3条（取扱手数料）

1. 利用者が、当社に対して支払う取扱手数料（振込手数料含む）は、別途当社が利用者に提示する内容に従います。
2. 利用者は、当社が金融機関等の情勢により必要があると認めた場合に取扱手数料を変更することに異議を述べません。

第4条（支払）

当社は、利用者が直接又は取りまとめ店経由にて当社に提出した「集金依頼データ」に基づく預金口座振替により、当社の集金事務専用口座に入金にされた金額から第3条の取扱手数料及び振込手数料を控除した額を利用者の指定した口座へ表記の精算日に支払うものとする。及び精算日が金融機関休業日の場合は翌営業日とすることを承諾いたします。

第5条（危険負担）

1. 本契約に係る当事者の責めに帰することができない事故が生じた場合の取扱いについて、利用者は、速やかに当社にその旨を報告するものとし、集金依頼内容に関しては利用者が取りまとめ店とともに、集金事務に関しては当社がそれぞれ責任をもって処理するものとし、
2. 利用者は、当社が利用者又は取りまとめ店と顧客との取引及びこれにより生ずる債権債務関係（集金代金の返金を含みこれに限らない。）、苦情、照会並びに紛議（以下「紛議等」という。）について一切関与しないこと、利用者を取りまとめ店との紛議等についても一切関与しないことに異議を述べません。
3. 当社は、システムメンテナンス等やむを得ない事由により、集金事務が一定期間停止される場合には、事前に利用者へ通知をするものとし、利用者は、当該場合があることを予め承諾し、当社に対し、取扱手数料の返還、損害の補償等を請求しないものとします。

第6条（秘密の保持）

1. 利用者及び当社は、本契約に関し、相手方から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により又は電子メール等電子的に提供された技術上、営業その他業務上の情報であって、相手方が機密である旨表示したもの（以下「機密情報」という。）について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、本契約の履行に従事する役員に使用させる場合を除き、第三者に開示・漏えいしてはならないものとします。また、機密情報の取扱いについては、本契約に基づく業務の目的の範囲内にその利用を限定し、相手方の書面による事前承諾なく機密情報を複製又は改変してはならないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、本契約に関して次の各号のいずれかに該当する資料及び情報は、機密情報に含まれないものとします。
 - (1) 情報受領時点において既に公知のもの又は自己の責めに帰すべき事由により公知となったもの
 - (2) 情報受領時点において既に保有しているもの
 - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手したもの
 - (4) 相手方から書面により開示を承諾されたもの
 - (5) 機密情報によらずに独自に開発し、又は知り得たもの
3. 第1項の定めにかかわらず、法令上、行政上もしくは裁判上の手続に関連して、又は監督官庁その他の公的機関もしくは監査法人により、機密情報の開示を要請された場合には、当該開示を行うことができるものとします。
4. 利用者及び当社は、相手方より機密情報の返還請求を受けたときは、開示された機密情報の全て（複製されたものを含む。）を、速やかに返還するか、又は相手方の指示に基づき自己の責任において破棄するものとします。但し、法令上、行政上もしくは裁判上

の手續に関連して、又は監督官庁その他の公的機関もしくは監査法人により、機密情報の開示を要請された場合には、機密情報を保持できるものとします。

第2章 個人情報保護について

第7条（個人情報の適正な取扱い）

1. 利用者及び当社は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める個人情報に該当する情報であつて、利用者及び当社が本契約に関して保有、受領し又は知りうるものをいう。）を法令、規則及び適用されるガイドラインの定めに従つて善良なる管理者としての注意義務をもつて管理するものとします。
2. 利用者及び当社は、個人情報を本契約に基づく業務の目的の範囲内にその利用を限定し、法令上認められる場合のほか第三者に開示又は利用しないものとします。
3. 利用者及び当社は、本契約に定めがある場合を除くほか、相手方が予め書面で承諾した場合を除き、個人情報を第三者に開示しないものとします。
4. 利用者及び当社は、個人情報の取扱いに関し責任を有する者を定め、相互に、その氏名（又は役職名）及び連絡先を通知するものとします。

第8条（安全管理措置）

1. 利用者及び当社は、本件情報の漏えい、滅失又は毀損（以下、これらを総称して「漏えい等」という。）の防止その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（技術面、組織面、人的側面及び物理的側面）を講じるものとします。
2. 当社は、集金業務の処理に必要な場合（データのバックアップ等を含む。）を除き、予め利用者の書面による同意を得ず、個人情報の複写・複製を行わないものとします。
3. 当社は、集金事務の処理方法及び個人情報の取扱方法を大幅に変更する場合には、予め利用者に対し、その旨を報告するものとします。

第9条（個人情報漏えい時の対応）

当社は、集金事務を行うにあたり、個人情報が漏えい等した場合（漏えい等の疑いが生じた場合を含む。）には、直ちにその旨を利用者に対して報告するものとし、利用者との協議の上、対処するものとします。

第10条（委託先に対する監督等）

利用者は、当社に対し、集金事務に係る個人情報の取扱いについて、必要に応じて報告を求めることができ、当社の事前の承諾を得て、当社の事業所・事務所等に立ち入り、本契約の遵守状況を確認できるものとします。

第11条（再委託）

1. 当社は、集金事務の全部又は一部を第三者に再委託できるものとします。
2. 当社が集金事務を再委託した場合であっても、当社は、本契約に定める責任を負うものとし、かつ当社は、再委託先との間で本契約に準ずる契約を締結しなければならないものとします。

第12条（損害賠償等）

当社又は当社の従業員が、個人情報の全部又は一部を不当に漏えい等した場合又は集金事務の目的外に利用等した場合等本契約に違反した場合は、利用者は、当社に対して、違反行為の差止め、又は違反行為と相当因果関係にある損害の賠償の請求をすることができるものとします。但し、当社が本契約上の義務の履行について懈怠がないことを証明したときはこの限りではないものとし、損害賠償額については、集金事務の第1章第3条第1項の取扱手数料の金額を限度とします。

第13条（契約終了後の措置）

本契約が終了した場合、当社は、利用者に対して、速やかに利用者が当社に対して本契約に基づいて開示した個人情報を返却しなければならないものとします。但し、当社は、利用者の事前の同意を得て、個人情報の返却に代えて、これを廃棄又は消去しその旨の証明書を提出するという方法をとることができるものとします。

第3章 一般条項

第14条（契約上の地位又は権利義務の譲渡等の禁止）

利用者及び当社は、相手方当事者の事前の承諾を得ることなく、本契約に基づく当事者の地位又は本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供しないものとします。

第15条（届出事項の変更）

1. 利用者は、当社に届けている商号、代表者、所在地、電話番号、振込先、銀行口座、その他記載事項に変更が生じた場合には、直ちに当社所定の書面をもって当社への届出印を捺印のうえ提出するものとします。
2. 前項の届出がないために当社からの通知又は送付書類、振込金、その他が延着又は不到達となっても当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議がないものとします。

第16条（損害賠償）

利用者及び当社は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を生じさせた場合には、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第17条（有効期限）

1. 本契約の有効期限は特に定めないものとします。
2. 利用者又は当社が3か月以上の予告期間をもって、書面で本契約の解約を相手方に通告したときは、その期間の経過をもって本契約は効力を失うものとします。但し、履行中のものがあるときは、履行の終了をもって本契約は効力を失うものとします。

第18条（契約解除権）

1. 利用者又は当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、当社が何ら催告することなく相手方に対する一方的な通知をもって直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 支払停止又は支払不能となったとき
 - (2) 手形又は小切手が不渡りとなり取引停止処分を受けたときもしくは電子債権記録機関による同等の処分を受けたとき
 - (3) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があったとき又は競売の申立てがあったとき
 - (4) 破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがあったとき
 - (5) 資産、信用又は事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - (6) 本契約に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後14日以内にこれを是正しないとき
 - (7) 事業内容が法令又は公序良俗に反すると認められる場合又は顧客からの苦情等により著しく信用が下落したとき
 - (8) その他前各号に準じる事由が生じたとき
2. 利用者又は当社は、前項各号のいずれかに該当した場合は、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する債務を直ちに履行するものとします。
3. 利用者又は当社は、第1項の規定により本契約が終了した場合においても、相手方に対する損害賠償請求を妨げられないものとします。

第19条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者及び当社は、それぞれ自己及び自己の役員又は経営に実質的に関与している者（以下「役員等」という。）が下記の各号の一に該当しないこと、及び今後もこれに該当しないことを表明、保証します。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という）こと。
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 利用者ならびに当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに一つでも該当する行為を行ってはならないものとします。
- (1) 相手方に対して脅迫的な言動をすること、暴力を用いること、又は相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
 - (2) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害すること。
 - (3) 相手方に対して法的な責任を超えた不当な要求行為をすること。
 - (4) 暴力団員等である第三者をして前三号の行為を行わせること。
 - (5) 自ら、その役員又は実質的に経営を支配する者が暴力団員等へ資金等を提供し又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) その他前各号に準ずる行為。
3. 利用者及び当社は、相手方が前2項のいずれか一つにでも違反した場合は、別段の催告を要せず本契約を解除することができるものとします。
4. 利用者及び当社は、前条により本契約を解除されたことを理由として、相手方に対し、損害賠償を請求することができないものとします。また、前条により本契約を解除された場合、当事者は、当該解除によって相手方に生じた損害の一切を相手方に賠償する義務を負うものとします。

第20条（その他）

本契約に定めのない事項又は本契約の条項について紛議を生じた場合、本契約当事者が協議のうえ取り決めるものとします。

第21条（準拠法及び合意管轄裁判所）

本契約当事者は、本契約が日本法に準拠すること、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることを承認するものとします。

第22条（本規約の変更）

当社は、利用者に通知又は当社のホームページで予め告知をすることにより、本規約を変更することができます。

以上

2018年3月